

学図研兵庫支部 5 月例会報告

日 時：2007年5月27日（日） 13:00～17:00

場 所：兵庫県私学会館

内 容：山口真也氏（沖縄国際大学准教授）講演

「読書の自由と学校図書館—のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件(5. 返却後、個人の記録が残らない)の再検討」

出席者：15名

山口氏に講演をしていただく契機は、2月の学図研第5回研究集会「『図書館の自由』を考えよう！」で講演をされた山口氏（学図研会員）の報告の中で、学図研の逐条解説「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件(5. 返却後、個人の記録が残らない）」（以下「貸出5条件」）（1990年）について、今の時代に合っているかどうか検討することが必要ではないかという話が出たことでした。

その後、兵庫支部例会において、三重大会分科会で担当する「貸出」について話し合い、この「貸出5条件」の、特に貸出記録の取り扱いについて取り上げようということになりました。そのために、各学校図書館がどれくらいこの条件で貸出を行っているのか、また、この条件がどの程度理解されているのかなど、貸出記録の取り扱いに関する調査をすることにしました。

山口氏に相談したところ、協力を快諾していただき、学図研貸出方式研究グループとしてアンケート調査を実施することになりました。（詳細は、『ぼちぼち』No.240号に掲載）また、5月の学習会の講演と分科会に調査の結果と分析の報告をお願いしました。

兵庫支部で研究集会に参加したのは6名でしたので、研究集会での講演を中心にお話していただくと同時に「返却後、個人の記録が残らない」についての検討課題を上げていただきました。「貸出記録の望ましい管理方法の研究」を始めた契機は、「マンガの中に見る図書館員のイメージの研究」をしていて、図書館員が「プライバシー保護」にルーズなマンガが多かったからだそうです。また、マンガに出てくる学校司書のイメージは、偏っていて、その説明はおもしろい（それだけ学校図書館の認知度が低いということで、笑ってはいられないですが…）ものでした。

講演では、学校図書館は読書指導との関係において、公共図書館のように貸出記録をプライバシー保護として保護するべきなのか、また、プライバシーを守る

方法として、公共図書館のように、貸出記録を返却と同時に消去した方がよいのかを取り上げています。

学図研「貸出5条件」の5(返却後、個人の記録が残らない)に以前から関心があったそうで、戦後の学校図書館の貸出を振り返りながら、「貸出5条件」の成立の経緯について、説明されました。戦後から学校図書館の読書記録は、読書指導や生活指導の観点から残して当然であり、1970年代、公共図書館がブラウン式を導入する中でも、学校図書館は、大多数が反対をしたそうです。

一方、学図研は、1985年第1回全国大会から、「貸出を伸ばすために」のテーマのひとつとして、「個人カードは残すべきか？」が議論され、その後毎年、大会で取り上げられながら、1990年の全国大会記録に逐条解説が掲載されました。1980年代後半から1990年代前半には、渡辺重夫氏や塩見昇氏による学校図書館における貸出記録を残すことへの問題点があげられました。渡辺氏は、貸出記録を管理する理由は、「資料を適切に管理するため。利用者という人を管理するためではない」と述べています。

また、子どもの権利条約の批准や個人情報保護条例の施行などもあります。問題が起りやすい学校図書館だからこそ、貸出記録を返却後は残すべきではないということもできるとまとめられ、どのようなことが問題になってくるのかを、押さえていかなければと思いました。

次に、専門職員(専任・正規が6~7割)を配置している沖縄県の学校図書館職員へのインタビュー調査結果の報告を聞きました。この詳細は、学図研第5回研究集会記録集に掲載されています。沖縄では、学校全体での読書教育と学校図書館との結びつきが強いほど、「読書記録を残すべき」という意見になることが分かったそうです。ちなみに、高校でブラウン式を導入しているところもあるそうです。

子ども読書活動推進法の施行を背景に、貸出記録を読書指導に使用する学校が増えてくるのではと懸念されています。この調査結果が沖縄だけの特殊な状況なのか、「貸出5条件」の5がどこまで学校図書館職員に理解されているのか知りたいということで、今回の学図研の調査に結びつきました。重要な調査だと改めて実感しています。

貸出記録の保有が引き起こす問題として、目的外利用、外部漏洩を上げられました。このことも含め検討課題として、「貸出5条件」の5にみる問題点を4つあげられました。まず、1つ目は、なぜ、読書が秘密と実感できないのかの問題に対して、貸出方式だけではなく、その根底にある「資料収集・提供の自由」を「貸出5条件」に明記するべきではないかと提案がありました。

2つ目は、当時は多くの学校図書館でコンピュータが導入されていない、「貸出5条件」がコンピュータ式を想定していない問題点を指摘されました。「返却後、個人の記録が残らない」という表現は、コンピュータ式になじまず、「返却後、個人の記録をすみやかに消去できる」などの表現に変えていくと分かりやすいとの説明がありました。

3つ目は、教育的利用の是非が不明確である点です。例えば、日本図書館協会のガイドラインは、外部漏洩問題だけではなく、目的外利用問題にも触れ、「貸出しに関する記録は、資料を管理するためのものであり、利用者を管理するためのものではないことを前提にし、個人情報外部に漏れることのないコンピュータ・システムを構築しなければならない」と分かりやすく書かれています。

4つ目は、「個人の記録」の定義が不明確な点です。貸出記録は返却時に消去していても、貸出冊数は個人別に残しているところがあります。(システム自体がそうなっているところもある) 逐条解説では、「個人記録」を「誰が何を借りたか、読んだか」と定義しています。「何冊読んだのか」ということは含まれていません。コンピュータ式では、書名を消して、冊数だけ残すことができるので、沖縄のように教育的に利用される恐れもあるのでないかと締めくくられました。

最後に研究集会でも多くの意見が出た Amazon のように図書館が貸出記録をシステムに蓄積して、コンピュータが関連図書を紹介したり、検索結果に重みをつけたりするサービスが研究されていることについての是非の話がありました。

質疑応答と議論に移り、まず、学図研の逐条解説「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件」のできるまでについて、作成にかかわった土居さん、二宮さんなどが補足説明しました。経緯についての資料が少なく、説明を受けて状況が分かったと喜ばれました。

どこまでを目的外利用というのかも議論が必要です。小学校の場合は「図書の時間」があり、なかなか難しいものがあるという意見が出ました。逐条解説では、「個人記録」に「何冊読んだのか」ということが含まれていないことについて、原則として、何の統計が必要かを決めていかなければならないという話になりました。多様な価値観が図書館にあることの認識が必要ではないか、ということも出ました。

山口氏の講演を聴いて、三重大会の分科会での検討課題がたくさん出ました。貸出記録の取り扱いに関する調査の結果がどのようになるのか楽しみです。山口氏と兵庫支部でしっかり結果を分析していきたいと思います。山口氏には手弁当で講演に来ていただき、感謝しています。(文責 鈴木)

(出典：学校図書館問題研究会兵庫支部報『ぼちぼちたいむず』№241, 2007年6月16日発行)